

勸 告

本委員会は、本県における職員の給与と民間給与との較差の解消を図ることを基本として、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛知県条例第63号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年愛知県条例第58号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

現行の給料表を人事院が平成17年4月の官民較差に基づいて給与改定のために勧告した俸給表に準じて改定すること。

なお、教育職の給料表については、全国人事委員会連合会が作成した教育職参考モデル給料表（平成17年4月較差改正）に準じて改定すること。

(2) 諸手当

初任給調整手当等を民間における支給状況、人事院勧告の内容等を考慮して改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、人事院勧告の内容に準じて公民給与を均衡させるための所要の調整措置を講じた上、この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。